

国際免許で運転する方は必ず以下資料をご確認の上、店頭で必要な書類のご提出をお願いいたします。

【外国の免許をお持ちの方が、日本で運転をする場合】

次のいずれかの免許証を所持している必要があります。

①通常国内運転免許証(日本国内在住者)

②国際運転免許証(ジュネーブ条約加盟国がジュネーブ条約に基づき発行された型式のもの)

③外国運転免許証(スイス、ドイツ、フランス、台湾、ベルギー、モナコ)

【①日本国内在住者が国際運転免許証で運転する場合】

自国のパスポート+国際運転免許証のご提示が必要となります。

【②国際運転免許証(ジュネーブ条約加盟国がジュネーブ条約に基づき発行された型式のもの)にて日本で車を運転する場合】

以下の2項目を同時に満たしていなければなりません。

■連続して3ヶ月以上日本国外へ滞在し、再上陸の日から起算して1年間。(必ずしも発給した国・地域である必要はありません)

※日本を出国後3ヶ月(通算でなく連続で)に満たない期間内に再来日した場合は、その再来日の日は「上陸をした日(国際運転免許証及び外国運転免許証の運転有効期間の起算日)」にはなりません。

■国際運転免許証の有効期限

・ジュネーブ条約(1949)加盟国+2行政区域発行の国際運転免許証。パスポートの同時提示が必要です。

最新のジュネーブ条約加盟国一覧は以下URLからご確認ください。

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/menkyo/kokugai/kokugai04.html>

※但し、日本で発行された日本の国際運転免許証は日本国内では運転できません。

※国際運転免許証の有効期限は発行から1年(発行年月日を必ず確認)かつ、日本での運転有効期限は入国日より1年(パスポートの日本国入国年月日のスタンプにより確認)です。

【③外国運転免許証で運転する場合】

スイス、ドイツ、フランス、台湾、ベルギー、モナコの運転免許証を所持している場合、その免許証の日本語翻訳文と一緒に携帯することで、日本に上陸後1年間運転が可能です。

下記2点と運転者のパスポートを合わせて、店舗にお持ちください。

《スイス、ドイツ、フランス、台湾、ベルギー、モナコの運転免許証》+《日本語による翻訳文》

※各国の大使館や領事館、または日本全国のJAF各支部にて日本語翻訳文の発行が可能です。

※台湾はJAFまたは亜東関係協会が発行した翻訳文が必要です。